

信濃川築堤工事沿革

信濃川堤防改築工事の始末

信濃川堤防改築工事は内務技師古市公威氏の設計に成り上は長岡より下は流作場新田

に至る延長四萬八千六百五拾間八分を分けて四十五工區と爲し之に要する經費は實に

百六拾貳萬三百九拾六圓九拾錢貳厘に達す本縣未曾有の大業なり當時理事者は其經費

の巨額なるを以て盡く地方税に負擔せしむべからずと爲し特に一市五郡の關涉町村に

課すに貳拾萬六千八百八拾六圓六拾九錢三厘を以てし其殘額百四拾壹萬四千貳百拾圓

貳拾錢九厘を地方税の支辨とし仍は地方税規則第四條に據り十三箇年繼續工事として

明治十九年九月第十三回臨時縣會を開て之を會議に附し終に廿六名に對する廿八名の

多數を以て原案に可決す是を本工事の紀原とす其設計の大要及び經費の細目は載せて

古市氏の計畫編及び第十三回臨時縣會の議案に在り復細説するを要せざるべし今や本

工事に關する批難の聲漸く高し其理由とする所は一にあらずと雖も要するに工事の

不整理を責むるに外ならず而して其由來する所を察すれば原因亦た甚だ遠し請ふ左に



其要を叙せん

本工事に關する第一の批難は明治廿年十二月の通常縣會に起れり而して其事は明治十九年度剩餘金の處分に關す蓋し本工事の豫算は古市氏の計畫に依り十分に見積りたるものなれば理事者が縣會の議に附するに方ては多少の減額は免かざる能はずとしたりし所ならん然るに縣會は斷行派と廢案派との意見衝突して紛擾の間之を決し終に一毫の減額を加ふるに及ばざりし加ふるに競争入札の爲め大に工費の節省を得て十九年度の工事を竣るに際し巨額の剩餘金を生じたり是に於て理事者は常置委員に諮問し第一に萬代橋下に三百廿五間の増工事を施し第二に廿年度の工事に屬する右岸第四五六工區の工事を繰上げ第三に右岸第二三工區の堤脚に護岸沈床工を施せり然るに其精算報告の場合に至り縣會は大に理事者の不當を鳴して罵々論難し特に第二の増工事を以て違法の處置なりとし終に法制局の裁定を請に至れり而して法制局は翌年二月に及で左の如く裁定を下せり

裁定書

新潟縣知事 篠崎 五郎
新潟縣會議長 山口 權三郎

右縣知事と縣會との間に於て明治十九年度信濃川堤防改築増工事費の件に付法律の見解を異にし權限を争ひ府縣會規則第九條に依り裁定を仰ぐの要領左の如し

縣會の具狀

明治廿年通常縣會に於て明治十九年度地方稅収支精算報告書を受け之を審査するに信濃川堤防改築費豫算金額拾貳萬八千八百四拾四圓拾八錢四厘(地方稅一一、九八三、六〇、五二五)は第一工區より第三工區に至る工費に充てたる處の經費なり然るに該年度實費々額精算は金拾萬貳千貳百三拾五圓五拾九錢を以て工區内の工事を完了し殘金貳萬八百貳拾六圓六拾九錢の剩餘を生じたり而して縣知事は其殘餘金の内を以て流作塲新田模範堤より萬代橋に至る延長三百二十五間の舊堤防脆弱なりと認め増工事を要し常置委員に諮問し金五千貳百四拾貳圓九拾六錢壹厘を支出し其餘の殘金は廿年へ繰越したり

本會に於て該増工事は繼續事業中の工区内にあらす従て縣會は未だ之が經費の議決を爲さざるの工區を縣知事は如何なる理由を以て常置委員に諮問し施行したるやを質問したるも縣知事代理人は曰く増工事は繼續工事中にあらすと雖も必要不得止ものと認めたり曰く府縣會は經費の豫算を議決し得るも事業の伸縮は府縣知事の權内なり故に第一工区内のものを見做し施行したりと答辨せり依りて本會は縣知事の處置を不當とし其理由を具陳し御裁定を仰ぐ左の如し

第一明治十九年度信濃川堤防改築費豫算金は第一工區より第三工區に至る堤長三千七百拾九間三分の工費より成立ちたるものにして該三工區の工事を完了したる上は其殘餘金は翌々年度に繰越す可きものなるに縣知事は濫りに縣會が未だ曾て議定せざる工事を施行し越權の處置をなしたり本會が明治十九年度に議決したる豫算金額は前記三々工(堤長三千七百)拾七間三分の工費にして他の工區外の工事を施行し得べからざるは府縣會規則第一條に依りて明なり何となれば同條の經費とは固と事業に對し必要なるものにして事業以外に經費ある可きの謂なく又事業は地方状況に應じ地方議會の見る處を以て

緩急其宜きを制せざる可らざるものにして地方議會が地方稅収支豫算を議決するの權利を享有したる實體なり假りに一步を譲り縣知事が事業の伸縮を便宜にするの權ありとするも縣會の議決を経たる事業に於て其方法順序を便宜にするの權たるに過ぎざるなり苟も府縣會規則のあらん限りは未だ縣會の議決せざる事業を便宜處分するの權あるを聞かざるなり然るに縣知事は豫算に過剩金あるの故を以て議會が未だ曾て議決せざる費途に充したるは府縣會規則第一條を犯し縣會の議權を蹂躪したるものと云はずして何んぞや

第二縣知事ハ該工事を以て第一工区内のものとして認めたるも亦其見解を誤りたるものと謂ふ可し該工事は決して第一工区内のものにあらず亦遂に議決したる繼續事業中の工区内にもあらざるなり蓋し工區なるものは空蕩無涯なるものにあらずして甲所より乙所に至る其間(若干間數なる)一定不動の區域を保つ名稱なり若し此區域間數外に工事ありとすれば其は別工區に属す可きものにして第一工區にあらざるは明なり果して然らば縣知事は縣會に當然議決せしむ可き事項を議定せしめずして之を常置委員に諮

問し支出したるは府縣會規則第一條に背き法律の見解を誤りたるものと謂ふべし

縣知事の答辨

縣會は明治十九年度地方稅收出精算報告書中信濃川堤防改築費の内第一工區に於て長三百二十五間を當初の目論見より伸長し之に對する金五千貳百四拾貳圓九拾六錢壹厘を支出し其餘の殘金は二十年へ繰越したるを以て府縣會規則第一條に背き經費の議決をなさざる工事を施行したるものとなし議定を乞ふの具狀書に對し答辨を爲す左の如し

抑も信濃川堤防改築工事を計畫するに方り古志郡長岡以下中蒲原郡流作場新田に至る迄延長四萬八千六百五十間八分の堤防を改築するを必要なりとし之に對する經費金百四拾壹萬四千貳百拾圓廿錢九厘(外金貳拾萬六千八百八拾六圓六拾九錢三厘は關涉町村費を昨明治十九年九月臨時縣會に於て可決したり然れども此巨額の費用は一時に徵收し得可からざるを以て明治十九年度より同三十一年度迄向ふ十三ヶ年を以つて工事を竣功するものとなし毎年度經費徵收の區分を立つる爲めに假に改築全堤を別て四十五工

區となしたりと雖も此工區なるものは固より議決の大體に關せざるものにして決して一定不動のものにあらず工費豫算は總計を十三年に分算假定したるものに過ぎざるを以て實地施行に際しては其工區の間數を増減伸縮するは勿論苟も其年度の豫算費額内に在りて臨機工事の伸縮をなすは固より理事者の職權なりとす故に某工區に於て若干間ヲ縮少すれば又一方に於て若干間を伸長する等は施工上爲さざる可らざるものにして固より議決の範圍内に在りて運動するものなり況んや理事者は當時臨時縣會に議案を發するに當り附するに信濃川堤防改築計畫書なるものを以てし實地起工の際に至れば河狀の變に應じ臨機更正するとある可き旨を明示し置きたるに於てをや

以上陳述するが如くなるを以て信濃川改築事業中十九年度豫算金額内を以て同年度の工區を伸長したるは決して府縣會規則第一條に背きたるものにあらざるものと認識す

審明

本件縣知事と縣會と法律の見解を異にし權限を争ふの要點は縣知事が信濃川堤防改築に付流作場新田摸範堤より萬代橋に至る舊堤防の工事を必要とし縣會議決を経ず常置

委員に諮問して之を施行し明治十九年度信濃川堤防改築費豫算額内を以て其費用を支出したるは其當を得たるや否やにあり依て審接するに
 信濃川堤防改築の正費は明治十九年臨時縣會に於て議決する所に係り地方稅規則第四條第二項に據り十三年を期して支辨するものとし其工區は古志郡長岡以下中蒲原郡流作場新田に至る延長四萬八千六百五拾間八分を分ち四十五工區とし其工費の豫算を金百四拾壹萬四千貳百拾圓貳拾錢九厘と定めたるものにして即ち十九年度に係る工費金拾貳萬八千八百四拾四圓拾八錢四厘は縣會が第一工區より第三工區に至る工事に対し議決したるものなり而して縣知事は此工區なるものは經費の區分を立つる爲め假に定むる所にして固より議決の大體に關せざるものなれば實地施行の際して臨機工事の伸縮をなすは理事者の職權なりと謂ふ雖も本件争ふ所の流作場新田模範堤より萬代橋に至る延長三百貳拾五間は別事業に屬する増工事に於て其工費は縣會議決之外に涉るものなり抑も縣知事は豫算額内に於て便宜事業を施行するを得ると雖も議決の目的外に於る別事業に對し其金額を支出することを得ず然るに今回縣知事に於て縣會の議決

を經ずして常置委員に諮問し十九年度信濃川堤防改築費豫算額内を以て別事業に屬する工事に支出したるは法律の範圍外に出たる處置なりとす

判決

右の理由に依り縣知事が縣會の議決を經ずして流作場新田々萬代橋に至る増工事を起十九年度信濃川堤防改築費豫算額内を以て其費用を支出したるは不當の處置なりとす

明治二十一年二月二十八日

- 審理委員長法制局長官 井上 毅
- 審理委員法制局參事官 馬屋原 彰
- 全 平田 東助
- 全 男谷 忠友
- 全 廣瀬 進一
- 全 中根 重一
- 全 大島 拜太郎

右の如く第一の増工事は違法と決定せられたり然れども第二の工事繰上げと第三の堤脚の護岸沈床工とは論難の露々たりしにも似ず結局已を得ざるものとして之を是認し後來遂に一種の慣例とはなりたり

起工以來漸く経験を積むに従ひ一得一失互に見はれ世人の注意を惹起せしもの少なからず而して尤も人心を動かしたるものは新堤の脆弱なる是れなり廿一年九月の洪水の際に至ては處々に透水あり越水あり甚しきは堤腹壞崩して一半を失なふものあり爲に地元町村をして數千金の防禦費を負擔せしむるに至り因て理事者は同年十一月第十六回臨時縣會に於て左の如き議案を提出せり

臨別第一號議案

信濃川堤防改築工事の義は當初より充分堅牢を旨とし築造するは勿論なれども此工たる悉皆田畠池沼等の在來地盤より築立つるものなれば雨露霜雪の爲め年々土量減縮し地盤陥没せると以て其時々工事の手直しを免れず斯の如き至難の工をして僅か一ヶ年渡潤に於て完全なる成功を見んとするは實際上大に難しとする處なり故に強

て一ヶ年度毎に竣工せしむる時は沿岸町村に於て更に手直し工事を施さざるを得ず元來改築工事の主旨は本川堤塘崩壞の災害を除き沿岸町村をして堤防修繕の費用を輕減せしむると云ふに在るを以て關涉町村は殊に二十萬餘圓の負担額を支出するに至る然るに却て改築の爲め更に手直し工事費を要せしむる如きは畢竟改築の本旨に無之依て本年度より順次起工年度より向ふ滿三ヶ年間を成功期限と定め其期限内に涉る工事を都て改築部内に置き工費は現年度内の改築費中より支出し滿年度に至り全く成功せしむるものとし滿年成功の後には普通一般の手續に歸せしめんとす依て之を本會の議に付す

縣會は其經濟を紊ることを懼れて之を否決したりと雖も後來二期工二期工を分つに至りたるものは全く此に脛胎したるものと謂はざるべからず又翌廿二年三月政府において河身改修工事の期限を短縮して明治廿八年の成功と爲し理事者に訓令する所ありしを以て築堤事業も之に伴ふて年限を短縮せんとし同年十一月案を具して縣會に諮問せり不幸にして當時の縣會は會期内に議事を了するを得ず本案の如きも其可否を決す

るに至らざりしと雖も査理委員の手に成りたる答申書の草案は左の如くなりし

答申

諮第二號諮問案信濃川堤防改築事業成功期限短縮の件は審議の末國庫主担に係る河身改修工事の成功期限を短縮して明治廿八年の竣功となすも地方税主擔の堤防改築は成功期限を短縮すると能はずと議決せり其理由は雙方相俟つの工事たるは勿論にして國庫主担工事の成功期限を短縮せられたるは事業の爲め可成地方税主担工事も短縮せんことは所望なれども堤防改築の實地は二十八年迄に三條以下を完成するものにして其以上は自然河幅も稍廣開し居て速成せざるも著き支障なきに於ては地方税經濟上堤防改築費の増加するを得策と認めざるに依てなり
此段本會の議決を以て及答申候也

明治二十二年十二月

新瀨縣會議長

知事 某 殿

是に因て之を觀れば縣會の意向の在る所は略ぼ察することを得べく從て近時屢々聞く

所なる三條及道金以上の改築を必要ならずとする説も早く此時より萌芽せしことを知るべし

此時に當り理事者の措置當を失するもの漸く多く爲に縣會の不信任を來し輿論罵々之を非とし遂に精算報告に就て數條を指摘し一面は理事者に向て反省を促し一面は内務大藏兩大臣に向て具狀する所あり其要左の如し

地方税収出精算報告に付具狀

本會は縣知事より二十一年地方税収出精算の報告書を受巨細に調査し縣知事代理人の辯明を求め大に異見あり府縣會規則第六條に依り兩大臣閣下に上申す

一精算報告書は元來縣會の議決を執行したるの蹟を證明するのみにして出納決算の以前に事務完結しあるべきは勿論なりとす然るに二十一年度地方税事業中信濃川堤防改築の大土木あり本會は調査する處ありて十一月十七日縣會開場月より十一月特に委員を現場に派し踏査せしめたるに工事の幾分は尙は執行中にありて完結せず茲に於て縣知事代理人は説明して曰く信濃川左岸二三四工區の上置き増工事にして築

堤土量の減縮により要用起り本年九月常置委員へ諮問の上同意を得て決行したり其精算金四千三百三圓三拾九錢八厘工事を受負人に付するや成工期限十月十五日と定められども雨天多きを以て遷引したりと夫れ然らんか決して然らざるなり工事は平易なる土量の土置きにて成功期限内は格別雨天多きにあらず剩さい受負の急施を要する工事なりとして入札法によらず特撰して如斯淹滞するは工事監督寛漫に失じ受負人との間常に契約の行はざるに原するものなり如斯事業の事實にして十月三十一日に於て精算報告書を發付したるは事業に符合せざる不實の精算報告書なりとす

一精算精告書中特に委員をして帳簿を精査せしめたるに信濃川治水堤防費中鷺ノ木新田煉瓦水門工費にして受拂の不都合なるを發見したり其理由は別冊委員報告書の如く要するに帳簿の整理を欠きたるものとす

一信濃川左岸第二工區鷺の木新田水門改造は去る十九年繼續事業の議決して木造三門此豫算經費金三千貳百貳圓四錢三厘也然るに精算帳を閲するに金壹萬貳千貳百四拾九圓四拾四錢六厘(貳千八百七拾圓前年度繰越品代價九千三百七拾九圓四拾四錢六

厘廿一年度精算金)にして豫算より超過せしめたること金九千〇四拾七圓四拾錢三厘なり何が爲めに殆んを四倍の多額なる經費を支濟したるや其辨明を求むるに縣知事代理人は説明して曰く議決の水門は元來數十ヶ村要水排除の樋管にして改築堤防に關係ありて改造するものなり然るに組合町村の請願により永遠の爲め堅牢なると堤防事業にありても必要なるを感し大に設計を變更して煉瓦造となしたるにありと又何が故に常置委員に諮問せず恣に專斷したるや其辨明を求むるに縣知事代理人は説明して曰く變更を要するの當時常置委員は招集に應ぜざるもの多數に居り委員會を組織するを能はざるにより專決したりと抑も本件は恣に議決を變更し地方税の負担す可らざる多額の經費を支出したるものなり何となれば設計の木造なるは本會議定する所にして議定を執行するが爲め多少の精算金に増加を見る亦實際止を得ざるの情なきに非ずと雖も其設計を議定の範圍外に變更して増加したる四倍の精算金額は即ち地方税事業の精算として甘諾するを能はざる所其變更は何んが爲めの必要より成立したるやを審案するに數十ヶ村組合事業の樋管改良にして毫も堤防改築事業

に關係あるの理由なし故に設計を變更したる爲め豫算と精算と差引金九千〇四拾七圓四拾錢三厘を超過したるは總管組合町村の一人に私したるものにして地方税より支出す可き責任なし又客歲常置委員の招集に應ぜざりしは適々縣會中止に起因して常置委員の團體を解散したりとの論あるに當れるものにして數日間のみ此間に於て急施を要するの事業に非ざるにも拘はらず專決したるは常置委員の招集に應ぜざるを期とし故意に議定を犯したるは實に不當の處置なりとす

右三十一年度地方税収出精算報告に對し異見の廉々致開陳候間相當の御處置相成度此段上申候也

明治廿二年十二月 新潟縣會議長鈴木昌司

内務大臣山縣有朋

大藏大臣松方正義

此一擧は理事者をして如何に痛切を感せしめけん遂に土木吏中に大淘汰を行はしめたりと雖ども餘剰は未だ癒すして篠崎知事の非職と爲り近藤書記官の轉任となりしも皆

此に原因せしとは當時過く傳説する所にして左の二書に就ても之を徵するとを得べし訓令第八九號 新潟縣

其縣明治廿一年度地方税事業中完結に至らざる儘精算報告したるは地方税規定に違ふと雖ども爾後該件の支出金額は精算と増減なく終結せしを以て訂正に及ばず此度限り聞き置き候條追て開く縣會に對し未成の工事は精算金と増減なく完了せし廉更に報告に及ぶべし右訓示す

明治二十三年二月二十日

内務大臣 伯爵 山縣 有朋
大藏大臣 伯爵 松方 正義

在職中信濃川改築堤防工事落成後地盤陥没の爲め年度經過後更に増工事を起し其工事完結前に精算報告を爲したる段不都合に付謹責す

明治廿三年三月十八日

以上は起業以來四年間の歴史にして本工事の起業者たる篠崎知事近藤書記官共に去て

千田知事前田書記官之に代り恰も局面一新の時代に際し適々本工事の歴史上尤も注目すべき一大事と起れり一大事とは何ぞや廿三年度に豫定の工區に依るときは山田島の東西岸に築堤すべき順序なれども最爾たる一彈丸地全島の地價を算するも貳萬餘圓に過ぎざるに東西岸に築堤せんとすれば無慮五萬餘圓の經費を要し得る所失ふ所を償ふ能はず寧ろ全島の地を買い上げ西面の分流を堰止めて東面の一道を本流とし而して其東面の岸は水流の壞崩するに任せて自然に河幅を廣むれば獨り工事の容易なるのみならず後年長く修繕費を免かるゝとを得べしとの議官民の間に行はれしを以て理事者は遂に同年四月の臨時會に於て左の如く諮問せり

諮第一號

明治二十三年度に屬する信濃川堤防改築事業は豫算金拾四萬四百拾九圓九拾三錢貳厘(内金壹萬五千八百六拾圓五拾壹錢五厘關係町村出金額)にして右岸八工區及山田島東西岸に行施す可き筈なるも右の内山田島は信濃川流心移動のため全体に付き大に調査を要す可き事實を認めたるにより精査の上後年度に至り經書するとす

に換るに左岸第六區及第七區の内白井村大字下八枚地内迄に施行せんと欲す依て本會に諮問す

此れ當時に在ては實に己を得ざるの處置に出でたるものなりと雖も工區の變更は一年度のみ止まらず終年度まで連貫して移動を生ずべきものなれば縣會中其不可を論じ輕々一片の諮問を以て定むべきものに非ずと反對したるものありしも僅に七八名にして多數は遂に之を是として諮問に應じたり若し後來の不整理は工區の變更より來るものなりとすれば此一事は尤も注目すべき所なるべし而して理事者は同年十一月に通常縣會に及び更に廿四年度の工區を變更して左の如く諮問せり

諮第一號

二十四年度信濃川堤防改築起工區は左岸六、七、八、三區の處糞に諮問の上前年度に於て六區及七區の内十五號丁張迄改築せり故に本年度に於て七區の殘部と八區とを改築するも尙ほ四萬六千五百六拾圓九拾五錢三厘の殘餘を生ず可き見込に付右殘金を以て次年度起工に係る右岸九區に延長せんとす因て之を本會に諮問す

此れ前臨時會より胚胎し來れるものにして當然の諮問なれども縣會が之を議するに當ては大に前時と形勢を異にするものあり其故は他にあらず十九年以來數々の改撰を経たりと雖ども多く前任の議員再撰せられて當初の意思を繼續し來りたれども來年四月縣會解散せらるゝに及び總撰擧の結果半は新任の議員となり従前漸々たりし中止説述かに勢力を得るに至り此に中止斷行兩派の衝突を起し遂に委員を擧げて査理せしむることとなりしに委員は兩派の意見を折衷し一面は中止派の意見を探りて左の如く答申し

答 申

諮第一號二十四年度工區延長後諮問の件本會は二十四年度の設計より以下全体實測更正工區組替の義上申の次第も有之御諮問を不可と議定す此段答申仕候也

明治三十三年十二月十二日 新潟縣會議長 萩野 左門

新潟縣知事 千田 貞曉 殿

一面は斷行派の意見を探りて左の如く上申せり

上 申

信濃川堤防改修工事は別紙方法を參考に供し二十四年度の設計より以下全体を實測更正し工區を組替へ法案を作り本會に諮問し二十四年度に於ては特に臨時會を開ひて更に諮問せられ該費徴収方法を議定仕度此段上申候也

明治三十三年十二月十二日 新潟縣會議長 萩野 左門

新潟縣知事 千田 貞曉 殿

信濃川堤防改築の改良方法

一 改築堤防の位置は計畫の側點にして舊堤を相距る二十間乃至三十間位の差は實地適應の斟酌を加ひ舊堤を基趾として改造す可く又兩岸共舊堤を離れて新規築立をなす場合は可成一方を舊堤に據り改造す可き事

理由單純なる技術上の學說より見れば水の容量より起りて河幅を擴張するものにして些細の斟酌をも設計の大体に影響すと云わんか然れども當初設計の如き凡河幅は自長岡至道金四百間自道金至井戸場二百五十間自井戸場至酒屋三百間自酒屋至大野

三百十間大野以下四百間となすの目的は河積大体の算側上より成立つものにして之を細分すれば該河幅の内にも付洲の點在し或は堤外地の凹凸をなす部分は多少流量上に異動あるを免かれず度量を以て分厘の差を測るの類にあらず況んや水性の活動は間々豫定を守らしむると能はざるに於てをや算測上既に此の如くなるに時り設計の測點のみを墨守するは實に偏執の甚しきものに似たり故に今にして尙ほ斟酌を加ふるも著しき影響あらざるを信ず然らば可成舊堤に據るは第一堅固第二經費を減ずるの益あり

一新堤は馬踏四間にして川方の法を二割とし地方の法を一割五分となすの法を改めて馬踏を三間となし餘口一間を地方の堤脚に移して小段となす可き事
理由新堤は馬踏四間の計畫にして十九年以來成效の曠に徴すれば洪水の新堤中へ浸潤するや多くは川方に異状なくして地方のみ穴落崩壊せり是れ他なし地方堤脚の峻急にして鞏固ならざるに由る現に是迄破損後の修繕をなすには小段等の副堤を作りて多く其害を防止したり本年度着手の工事は初めより設計の外に一般小段を増築す

故に舊計の儘にして外に法を寛にし或は小段副堤を増築するの善なるは勿論なれども許多の經費を増加せざる可らず元來此事業は一般河幅を擴張し流量に充分寛潤の餘地を與へたる以上は際限なき堤力の強弱は馬踏の廣狹に在らずして堤脚の廣狹に在り之れに依りて馬踏の一間を減りて餘る一間を堤脚に移して小段となすは舊計同一の土量にして經費に損なく尤も適當の良法案なり蓋し舊堤は大小一ならず粗漏なりと雖も實地を驗すれば内部の法は一割五分以上にして小段等を設くるの多きに居れり是新堤の壯大にして其力の舊堤に劣れる一因ならんか

一築堤中山土の粘土は河水に直接したる護岸上裝の法張となすの外廢止すべく石張は河水直接若くは深田に築立たる護岸上裝の外廢止す可き事

理由粘土の現に施行するものは遠方より山土を運送して使用しあり土の粘着質にして善なるとは善なりと雖も山土の高價なる程に對する効力なれどす何となれば全堤舉げて山土を以て築造せんか到底能はざるなり僅かに鋼となして堤身に幾十分一の土量を混するに過ぎず又法張となすものは多少は水の浸潤を押へ法の穴落を防ぐの

効なきに非ずとするも其効僅々のみ要するに全堤の土量を堅固にするに在り豈鋼土や法張の粘土にして堤方を維持するの効あるものならんや然り河水に直接したる護岸上装工に使用するは格別にして其他は廢止す可く一般新堤法張の如き工區近接地に就き粘着質の土量を撰び使用して足れりとする又石張は堤防川方の法を保護するものにして効なきに非ずと雖も新堤一般に施行するの要用なく況んや近來緩流なる泥川不相應の大石を使用するの傾きあり尤も無益の業なり依て河水直接及深田築立の堤脚上装に限り石張を使用し其他堤外高河原あるの地は廢止す可きものとす

一堤外の砂利敷を廢し内外兩面一般の張芝を筋芝張若くは柳土坡となす可き事

理由堤上の砂利敷は毫も堤防の方に縁因なく只往來の道路に便するのみ僅かに里道を代用する所の如き砂利なき堤肩を踏て村と往來するか爲めに却て敷砂利の中は數尺の草生となるの害あるのみ縣道以上の代用する所は他年堤土堅固に修補全く終り工事確定の後道路費より砂利敷をなすものとなし改築事業に在りては都て廢止すべし堤防内外兩面の一般張芝は工事落成の當時數月の間外觀の美たるに過ぎず月余の

後は雜草の壓する所となり眞に無用の經費を損するの虚飾なり故に雨水の爲め堤防の剝落を防ぐに至りては筋芝張若くは柳土坡を以て足れりとす

一改築堤防は第一年土坡裝飾を除く全土量を築造し第二年陷没又は減縮の状況を實驗して殘土量を修補して法張裝飾等全般を築造し都合二ヶ年を以て成工す可き事

理由改築堤防の弱強は實に築造土量の堅實如何に在り都て新に土量を積むや一朝にして堅固ならんとは到底望む可らず歲月を経降雪の壓力を受けて漸く堅實をなす畢竟其力壯大なる新堤の粗鹵なる舊堤に及ばざるものは新土の堅實せざるを第一の原因なりとす然に十九年以來の堤防改築は其實精算報告迄二年を要すと雖も毎年成工の取扱ひなるが故に基礎より裝飾迄全般の請負人を一時に定めて着手す請負人は土量の減縮を避けんが爲め工を一期に欲するの情態ありて深田等基礎完全ならざるにも拘はらず一回にして全土量を築造し續て外部を裝飾す未だ其功の成らざるに陷没又は減縮し出來形検査を了するに至らずして別段増工事を起し上置腹付をなすは實驗のことにして修むれば隨て減縮し減縮すれば又修むると幾回なるを知らざるなり

爲めに工事は手戻りとなり砂利敷法張等の裝飾は少きも二三回の無詮に属するあり多きは十九年以來の新堤にして未だ減縮し極まらざるものありて無功の経費と徒勞の手續少ならず別して改築事業は地方税の主擔する所普通堤防は町村の主擔にして改築堤の成功するや翌年より町村に於て修繕に任せざるを得ず其間不完全の新堤を町村に引繼ぎ却て町村を困難ならしむるは年々のもにして和舞村の急破防禦の如き其善しきもの況んや新堤の完全せざるに當り破堤することなきとも將來に於て保する能はざるの實況なれば築堤の方法は宜しく完全なる可き手段を求むるは改築中の尤も急要なり故に工を一期に貪らず二年に通して出來形を見るものとなさば蓋し過らなかる可きを信するなり乍併年々事業の精算を本會に報告するの手續ありて執行上隨意の處置は可なるにあらす依て改築事業全体の設計を組替へ何年度に於ては甲工區は第二年期の工事乙工區は第一年期の工事を以て豫算となし精算を立つるは敢て支障あるとなし實に新築堤防の堅固ならんとは土層を數回に積立て歲月を待つの外良法なきものとす

此時恰も前田書記官去り村上書記官來り専ら縣會との圓滑を謀らんが爲め此請求を容れて収入豫算の徴収を猶豫し其間に於て實測を遂げ翌廿四年三月更に臨時縣會を開て左の如く諮問せり

諮第壹號

信濃川堤防改築工事に於て二十四年度より二十六年度起工す可き左右兩岸を實測するに右岸十一工區は舊堤を用ひ得可く因て二十四年度に於ては左岸七工區の殘部及同岸八工區と右岸九工區及び同岸十工區の一部を施行し二十五年年度に於ては前年度第二期の工事及び右岸十工區の殘部と同岸十二工區及び左岸九工區の一部を施行せんと欲す因て之を本會に諮問す

一金拾壹萬貳千七百八拾八圓九拾貳錢五厘 明治二十四年度支出額

外 △は朱書

△金壹萬五千八百六拾圓五拾壹錢五厘 關涉町村出金額

△計金拾貳萬八千六百四拾九圓四拾四錢

丙

金貳萬五千五百貳拾五圓九拾四錢四厘 左岸七工區第一期起工費
 金壹萬貳千三百拾三圓拾錢四厘 全 潰地買上代
 金貳萬九千四百拾七圓七拾八錢七厘 全 家屋移轉料
 金四百九拾貳圓三拾壹錢貳厘 全 水閘樋管費
 金八千九百六拾九圓拾六錢三厘 左岸八工區第一期起工費
 金千三百貳圓八拾六錢八厘 全 潰地買上代
 金四千六百六拾三圓九拾七錢 全 家屋移轉料
 金貳百貳拾壹圓八拾壹錢貳厘 全 水閘樋管費
 金壹萬八千五百〇貳圓八拾九錢貳厘 右岸九工區第一期起工費
 金六百五拾九圓拾三錢壹厘 全 潰地買上代
 金七百六拾壹圓八拾五錢 全 家屋移轉料
 金貳百八拾六圓拾九錢 全 水閘樋管費

金七千三百圓

雜 費

金壹萬八千五百〇貳圓四拾壹錢七厘

右岸十工區第一期伸長費

一金拾萬六千三拾九圓九拾九錢貳厘

明治二十五年支出額

△外

△印朱書

△金壹萬五千八百六拾圓五拾壹錢五厘

關涉町村出金額

△計拾貳萬九千九百圓五拾錢七厘

丙

金八千八百八拾圓八厘 左岸七工區第二期起工費
 金七千四百貳拾八圓八拾八錢壹厘 全 八工區第二期起工費
 金七百三拾九圓拾錢五厘 右岸九工區第二期起工費
 金壹萬九千三百四拾圓三拾貳錢 右岸十工區第一期起工費
 金貳萬三千三百貳拾五圓三拾貳錢五厘 全 十二工區第一期起工費
 金三千五百八拾五圓拾三錢四厘 全 潰地買上代

金八千四百六拾圓七拾七錢貳厘

全 家屋移轉料

金七千三百圓

雜 費

金四萬三千五百四拾圓九拾六錢貳厘

左岸九工區第一期伸長費

此れ即ち縣會の意見を參酌せしものといひ一は廿一年十一月の臨時縣會に發案せし趣意に基づきて二期工二期工に分ち一は十九年度來工事繰上げの慣習に従て新に伸長費の目を設けたるものにして本工事の上に一大變革を加へしものなり而して縣會が之を議するに當りては中止詭益々勢力を得て遂に左の如く答申せり

答 申 案

諮第一號信濃川堤防改築工事の件は二十四年度に於て左岸七工區の殘部を起工し全八工區は總て舊堤を用ひ別に改築を要せず而して兩岸九工區以下は全体の實測を了したる後當該年度に於て起工するを適當なりとす依て此段及答申候也

明治二十四年三月三十一日

議

長

知 事 宛

同參考書

△印ハ朱書

金六萬六千三百五拾貳圓七拾三錢貳厘

明治廿四年度支出額

△外

△金壹萬五千八百六拾圓五拾壹錢五厘

關涉町村出金額

△計金八萬貳千貳百拾三圓貳拾四錢七厘

内

金三萬三千百九拾六圓四錢四厘

左岸七工區築堤費

金壹萬貳千三百拾三圓拾錢四厘

全 灌地買上代

金貳萬九千四百拾七圓七拾八錢七厘

全 家屋移轉料

金四百九拾貳圓三拾壹錢貳厘

全 水閘總管費

金三千四百六拾四圓

全 雜 費

金三千六百圓

二十五年以下全体實測費

然れども理事者は此答申を以て實施に差支ありと認めしが收入豫算は上伺を経て原案

を執行し支出豫算は都て諮問案に依て断行せり是に於て縣會の中止説は益々反動を起し同年八月の臨時縣會には土木費及市町村土木補助費の追加豫算を議するに當り廿四年度の改築費中より假借して支出せんとし同年十一月の通常縣會に至ては中止の建議を提出し上京委員を撰内務大臣に事情を具陳せしめたり其建議案は左の如し

建議書

信濃川は天下の大川なり一たび漲溢すれば人畜を溺らし田園を蕩盡し慘害の及ぶ所廣濶なるは喋々を要せず我政府此慘害を防ぎ沿川人民をして其堵に安んぜしめんと欲し前には大河津分水の大業を起して中道にして之を廢し其方向を一轉して河身の改修に着手せられ隨て堤防の改築を地方の負擔と爲さしめらる人民皆我が政府の意をこゝに致さるゝの深きを喜ぶ今や改築工事は着々其歩を進め右岸は八工區に左岸は七工區に至る迄竣功を告ぐるに至れり然るに一昨明治二十二年六月大洪水ありしより以來築堤に關して疑惑大に起り本年七月又大洪水を來たし爾來疑惑の念益々加はり或は新堤を卑しと云へ或は新堤を脆弱なりと云ひ或は舊堤を取捨して修築を加ふるを便なりと論

或は大河津分水を再興するを最良法と議して己ます皆災害を恐れ之を豫防するの良法を採らんと欲するに過ぎず
之を一昨年來の洪水に徴するに當初古市技師の設計と規模大に違ひ新堤卑ふして漲水堤を襲ね或は之を壞り爲めに上置増工事を施したるもの廿一年度以降大島村外五十五ヶ所此費額金貳萬三千八百七拾圓余に達し尙ほ此外目下上置の必要を感ずるもの小梅村外二十五ヶ所の多きに至れり且つ水量當初の設計に合せて水門礎管其効用を爲さざるもの數ヶ所の多きにあり

洪水敷は一洪水毎に土砂沈澱して川中の島及堤外地は年々之れが地盤を高ふせり是れ或は河幅を擴め洪水を緩流せしむるが爲めに隨て川床の層上するに由るなからんか古市技師の改築計畫書の末文を見るに言へることあり「之れ大体の目的を示したるに過ぎざれば實施の實に至れば多少の變更ある可し就中低水工事は河流の景況に據りて後に大に訂正す可き所ある可し隨て高水工事も雖も臨機の更正を要すれば變に應じて之を改めざる可らず云々」とあり然らば則ち目下低水工事に伴ひ高水敷に一大變動を

與へ大に臨機の更正を爲す可きものあるに之れが更正設計を立てざるにより前陳の如き當初の設計に杆格する所を生ずたるにはあらざる乎
然るに若し當初の設計をのみ墨守して之れが更正を加へず年々拾萬余圓の地方税を支出して其効果之れと伴はざるが如きとあらば其地方税の損害と其沿川人民の危害は果して如何ぞや本年洪水以來人心汲々憂慮措く能はざるものあり願くば閣下以上の事情を洞察し速かに老練なる技師を派遣して實際を測量せしめ分水築堤二者其優れるものを選び以て完全なる方法を立て地方税をして損害する勿らしめ沿川人民をして其堵に安んぜしめられんことを因て本年にありて改築費の徴収を延期し完全なる方法を示されたるの後に於て之を徴収して工事に従ふことに決議仕候幸に閣下採納せよ但詳細の義委員をして陳述爲致候也

明治二十四年十二月二十二日

新潟縣會議長 萩野左門

内務大臣子爵品川彌二郎殿

明治廿六年度の通常縣會(廿五年十一月)に至り理事者は信濃川築堤事業を別途經濟と爲さんとして左の諮問案を發したり其意別途經濟と爲すに非されば繼續事業の進行を圖るに便ならずといふに任り

別第四號

信濃川堤防改築事業は十九年度に於て議決以來今日迄逐次施行し來りたるも素と本經濟は一般地方稅事業と均しく其年殘餘金は翌々年度へ繰越し再び該費途に充つるを得ざるが故工事の經營進行を圖るに於て往々支障を生ずるとは既往の實歴に徴して晰かなり右は繼續事業の性質として計畫上其宜しきを得たるものと云ふを得ざるに依り茲に廿五年度以後は別途經濟と爲し殘餘金は翌年度へ繰越し經費の許す限りは工區を伸長し事業の進行完備を企圖せんとす
然るに縣會は別途經濟と爲すの一點には同意を表したれども殘餘金を翌年度の工事に用ふるは不可なりとし左の如く議決答申したるに明治廿六年二月一日に至り知事は其議決を認可する旨指令せり

別第四號信濃川經費を別途經濟となすは同意す然れども殘餘金を翌年度の工事に用ふるは同意する能はず一般地方税の如く翌々年度へ繰越すべし而して其金額は之を伸張工區の費途に充つるとに議決致候間此段及御通牒候也

明治廿五年十一月卅一日

新瀨縣會議長 星野道太郎

新瀨縣知事籠手田安定殿

而して又理事者が廿六年度縣會に向て下付したる廿六年度より三十一年度に至る築堤工事の諮問案は左の如し

諮第二號

信濃川堤防改築工事廿六年度より三十一年度迄の左右兩岸を實測するに別冊參考書之通り施工するの設計となれり然れども左岸道金右岸三條以上は其以下と大に河勢を異にするを以て尙再び實測を要し更に變更する處ある可し故に廿六年度より廿九年度迄の内三條道金以下は別冊の設計に従ひ施工せんとす仍て本會に諮問す
(別冊參考書) ○印 朱書

廿六年度

金拾壹萬七千四百廿三圓六拾九錢三厘

○内金壹萬五千八百六拾圓五拾壹錢五厘

關涉町村出金額

内(○此内譯中の朱書は前年度伸長費を以て支拂たるものなり以下之に做ふ)

金三千六百拾五圓拾壹錢四厘

右岸十二工區二期築堤費

金四千四百廿六圓八錢

同 十二工區二期築堤費

金壹萬千貳百八拾八圓六拾四錢壹厘

同 十三工區全工費

金四千九百拾七圓八拾壹錢

同 十四工區一期築堤費

○金五千八百〇三圓八拾九錢貳厘

同 潰地買上代

○金四千百六拾壹圓〇七錢

同 家屋移轉料

金五萬三千五拾壹圓廿三錢二厘

左岸九工區一期築堤費

○金壹萬六千八百八拾三圓卅九錢三厘

同 潰地買上代

○金貳萬〇〇九拾圓廿七錢六厘

同 家屋移轉料

金三千八百四拾九圓六拾六錢貳厘

左岸九工區家屋移轉料殘

金四千三百廿五圓三拾四錢

同水關費

金八千圓

雜費

金六千七百六拾八圓七拾五錢

舊堤取拂費

金三千〇貳拾九圓拾五錢四厘

右岸十一工區潰地買上代

金壹萬四千五百五拾壹圓九拾壹錢

仲長費

二十七年度

金拾貳萬九千四百九拾圓〇五錢三厘

內金壹萬五千八百六拾圓五拾壹錢五厘

關涉町村出金額

內

金壹萬三千貳百拾九圓拾五錢五厘

左岸九工區二期築堤費

金壹萬九千八百九拾七圓七拾錢九厘

左岸十工區一期築堤費

○金壹千四百拾四圓〇三錢八厘

同潰地買上代

○金三千三百六拾七圓八拾九錢九厘

同家屋移轉料

金壹千三百七拾五圓

同水關費

金壹萬六千六百九拾五圓七拾八錢三厘

左岸十一工區一期築堤費

○金四千五百三拾壹圓三拾七錢九厘

同潰地買上代

○金四千八百三拾八圓五拾九錢四厘

同家屋移轉料

金三千貳百九拾四圓六拾錢四厘

同家屋移轉料殘

金壹千六百五拾五圓八拾錢

同水關費

金七千八百四拾貳圓〇四錢四厘

左岸十二工區一期築堤費

金貳千九百七拾壹圓拾三錢貳厘

同潰地買上代

金貳千五百五拾九圓廿三錢六厘

同家屋移轉料

金壹千六百壹圓三拾七錢貳厘

右岸十四工區二期築堤費

金壹萬八百九拾七圓九拾九錢三厘

山田島東岸一期築堤費

金四千五百六拾六圓四拾貳錢貳厘 同 濱地買上代
 金六千貳百四拾九圓七拾六錢 同 家屋移轉料
 金百六拾四圓九拾壹錢 同 水 閘 費
 金九千六百貳拾壹圓貳拾五錢六厘 山田島 西岸一期築堤費
 金三千貳拾九圓貳拾八錢八厘 同 濱地買上代
 金貳千八百七拾六圓拾四錢 同 家屋移轉料
 金三千圓 同 水 閘 費
 金八千圓 雜 費
 金貳千四百貳拾貳圓五拾錢 舊堤取拂費
 金七千九百四拾九圓九拾四錢九厘 伸 長 費
 廿八年 度
 金拾壹萬貳千七百五拾圓三拾八錢六厘

○內金壹萬五千八百六拾圓五拾壹錢五厘

關涉町村出金額

內

金三千貳百拾五圓四拾貳錢七厘 山田島 西岸二期築堤費
 金五千四拾七圓九拾五錢八厘 左岸十二工區二期築堤費
 金四千四百六拾圓拾貳錢 同 十一工區二期築堤費
 金貳千八百拾貳圓三拾六錢五厘 同 十三工區二期築堤費
 金三千六百七拾三圓七拾九錢三厘 山田島 東岸二期築堤費
 金三萬七千八百六拾貳圓六拾五錢八厘 右岸十五工區二期築堤費
 ○金七千九百四拾九圓九拾四錢九厘 同 濱地買上代
 金貳千八百四拾壹圓○○九厘 同 濱地買上代
 金壹萬三千九百貳拾圓貳拾錢貳厘 同 家屋移轉料
 金五千八百四拾壹圓三拾九錢 同 水 閘 費
 金八千圓 雜 費

金壹千五百九拾貳圓貳拾五錢 舊堤取拂費
金貳萬四千百拾三圓貳拾壹錢四厘 伸長費

廿九年 度

金拾三萬六千〇三拾八圓七拾九錢四厘

○內金壹萬五千八百六拾圓五拾壹錢五厘 關涉町村出金額

內

金壹萬〇〇三拾壹圓五拾七錢八厘 右岸十五工區二期築堤費

金九千三百七拾壹圓〇六錢七厘 同 十六工區二期築堤費

○金六千六百三拾壹圓八拾七錢九厘 同 濱地買上代

○金八千六百四拾九圓貳拾壹錢四厘 同 家屋移轉料

金三拾五圓〇〇壹厘 同 水 關 費

金貳萬八千三百七拾六圓八拾四錢五厘 左岸十三工區一期築堤費

○金七千九百六拾六圓七拾四錢四厘 同 濱地買上代

○金八百六拾五圓三拾七錢七厘 同 家屋移轉料

金九千百九拾壹圓七拾九錢八厘 同 家屋移轉料

金千四百八拾九圓九拾九錢九厘 同 水 關 費

金五千三百〇貳圓九拾五錢六厘 右岸十七工區一期築堤費

金三千三百四拾四圓〇七錢 同 濱地買上代

金四千七百四拾三圓八拾八錢 同 家屋移轉料

金壹千五百拾五圓壹錢 同 水 關 費

金九千八百三拾六圓貳拾壹錢六厘 右岸廿二工區二期築堤費

金千五百三拾圓七拾貳錢六厘 同 濱地買上代

金貳千七百廿貳圓六拾七錢 同 家屋移轉料

金千三百七拾五圓 同 水 關 費

金三千八百九拾五圓六拾壹錢七厘 右岸廿二工區一期築堤費

金千八百拾貳圓八拾錢六厘

同 潰地買上代

金六千六百八拾壹圓九拾七錢

同 家屋移轉料

金千五百三拾四圓九拾九錢

同 水 開 費

金五千〇三拾五圓貳拾壹錢五厘

左岸十六工區二期築堤費

金千六百廿壹圓三拾三錢六厘

同 潰地買上代

金千三百七拾五圓

同 水 開 費

金八千圓

雜 費

金貳千百九拾圓

舊堤取拂費

金壹萬五千〇廿五圓〇四錢四厘

仲 長 費

三十年度

金拾萬四千七百八拾參圓〇七錢四厘

○內金壹萬五千八百六拾圓五拾壹錢五厘

關涉町村出金額

內

金八千貳百廿圓四拾六錢壹厘

左岸十三工區二期築堤費

金壹千三百拾五圓六拾三錢五厘

同 十六工區二期築堤費

金八千四百拾圓廿參錢九厘

同 十九工區一期築堤費

○金壹千貳百四拾八圓拾壹錢參厘

同 潰地買上代

○金壹千九百八拾四圓參拾錢

同 家屋移轉料

金千參百七拾五圓

同 水 開 費

金貳千百四拾九圓〇〇參厘

左岸二十工區二期築堤費

○金貳千百八拾八圓五拾八錢

同 潰地買上代

○金貳千貳百七拾四圓〇四錢

同 家屋移轉料

金壹千參百七拾五圓

同 水 開 費

金壹萬〇百拾五圓廿四錢壹厘

左岸廿一工區一期築堤費

○金七千參百參拾圓〇壹錢壹厘

同 潰地買上代

金貳千八百六拾八圓廿六錢貳厘

同 潰地買上代殘

金壹萬〇貳百四拾九圓四拾七錢

同 家屋移轉料

金參千參百八拾八圓廿八錢

同 水 關 費

金貳千六百九拾九圓八拾四錢壹厘

右岸十六工區二期築堤費

金壹萬〇六百拾四圓八拾六錢五厘

同 十八工區二期築堤費

金三千五百六圓七拾錢三厘

同 潰地買上代

金四千〇五拾五圓拾七錢六厘

同 家屋移轉料

金貳千七百五拾圓

同 水 關 費

金八千圓

雜 費

金五千〇〇七圓九拾錢

舊堤取拂費

金壹萬八千六百八拾壹圓九拾九錢八厘

仲 長 費

三十一年度

金拾貳萬八千九拾壹圓三拾六錢貳厘

。內金壹萬五千八百六拾圓五拾壹錢三厘 關涉町村出金額

丙

金貳千貳百四拾圓九拾九錢壹厘

左岸十九工區二期築堤費

。金壹千五百七拾六圓四拾壹錢壹厘

右岸二十工區一期築堤費

金七千六百七拾九圓〇六錢四厘

右岸二十一工區二期築堤費

。金五千貳百八拾圓四拾七錢七厘

同 潰地買上代

。金壹萬壹千八百貳拾五圓拾壹錢

同 家屋移轉料

金貳千七百五拾圓

同 水 關 費

金九百貳拾七圓四拾五錢

左岸二十二工區二期築堤費

金貳千百拾壹圓七拾四錢五厘

同二十一工區二期築堤費

金千六百七拾九圓九錢七厘

右岸十七工區二期築堤費

金三千五百三拾八圓貳拾八錢八厘

右岸十八工區二期築堤費

金三千貳百八拾四圓〇四錢 同 廿一工區二期築堤費
 金九百四拾三圓五拾錢六厘 同 廿二工區二期築堤費
 金三千七百〇四圓拾九錢 同 二十工區二期築堤費
 金八千圓 雜 費
 金壹萬壹千四百廿圓七拾七錢五厘 舊堤取拂費
 殘金七萬九千九百拾貳圓拾壹錢六厘

此れに對し縣會は左の如く議決上申せり

諮第二號信濃川堤防改築工事明治廿六年度より同三十一年度迄施工の設計を立て廿六年度より廿九年度迄の施工順序を諮問せられたりと雖も工區の變更及工事の二箇年度に跨るが如きは事重大に屬し充分に調査を遂げ頗る考慮を要すべき事柄なるを以て先頃廿六年度は從來の慣行に據り工法は豫算の許す限り施行相成度此段及答申候也

明治廿五年十一月卅日

新潟縣會議長 星野道太郎

新潟縣知事籠手田安定殿

茲に注意すべき一事は理事者が前記築堤工事廿六年度以後の分を諮問するに當り變更に諮問したる廿五年度豫算の項目(前交前に出づ)を左の如く變更したると是れなり
 一金拾萬六千三拾九圓九拾九錢貳厘 明治廿五年度支出額

外

金壹萬五千八百六拾圓五拾壹錢五厘 關涉町村出金額
 計金拾貳萬千九百圓五拾錢七厘

内

金五千八百三拾圓 左岸七工區第二期起工費
 金壹千六百五拾七圓五厘 同 八工區第二期起工費
 金七百拾壹圓九拾壹錢五厘 右岸九工區第二期起工費
 金三萬千九百九拾八圓四拾錢七厘 同 十工區第二期起工費
 金壹萬六千貳百拾八圓六拾四錢三厘 右岸十一工區第二期起工費

壹萬五千九百四拾四圓三拾五錢三厘 築堤費
 金 貳百七拾四圓貳拾五錢 水閘費
 金三千五百八拾五圓拾三錢四厘 同潰地買上代
 金八千四百六拾圓七拾七錢貳厘 同家屋移轉費
 金七千三百圓 雜費
 金四萬六千九百三拾八圓六拾三錢壹厘 左岸九工區第一期伸長費
 以上記する所特に一斑に過ぎずと雖も明治十九年初めて築堤工事を施行ありし以來
 今日に至るまで既往八年間の沿革歴史は之を概括して略ぼ餘す所なきを信ず就て尋究
 するあらば其真相を知るに難からざるべきなり

3/25

3

明治二十六年九月五日印刷
 全 年九月十二日發行

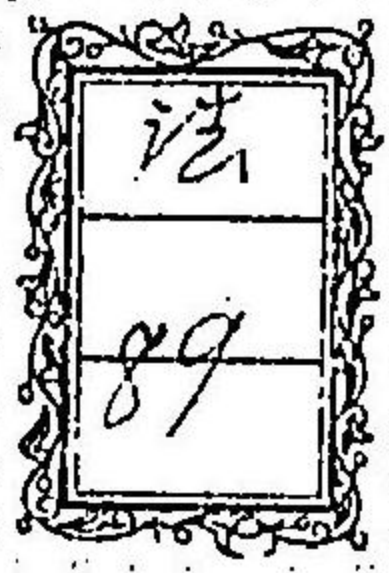
(非賣品)

新潟市醫學町通一番町五十二番戸

編輯兼 發行 人 佐藤 廣太郎

新潟市西堀通三番町五十五番戸

印刷人 笠嶋 成太郎



8.5. 8

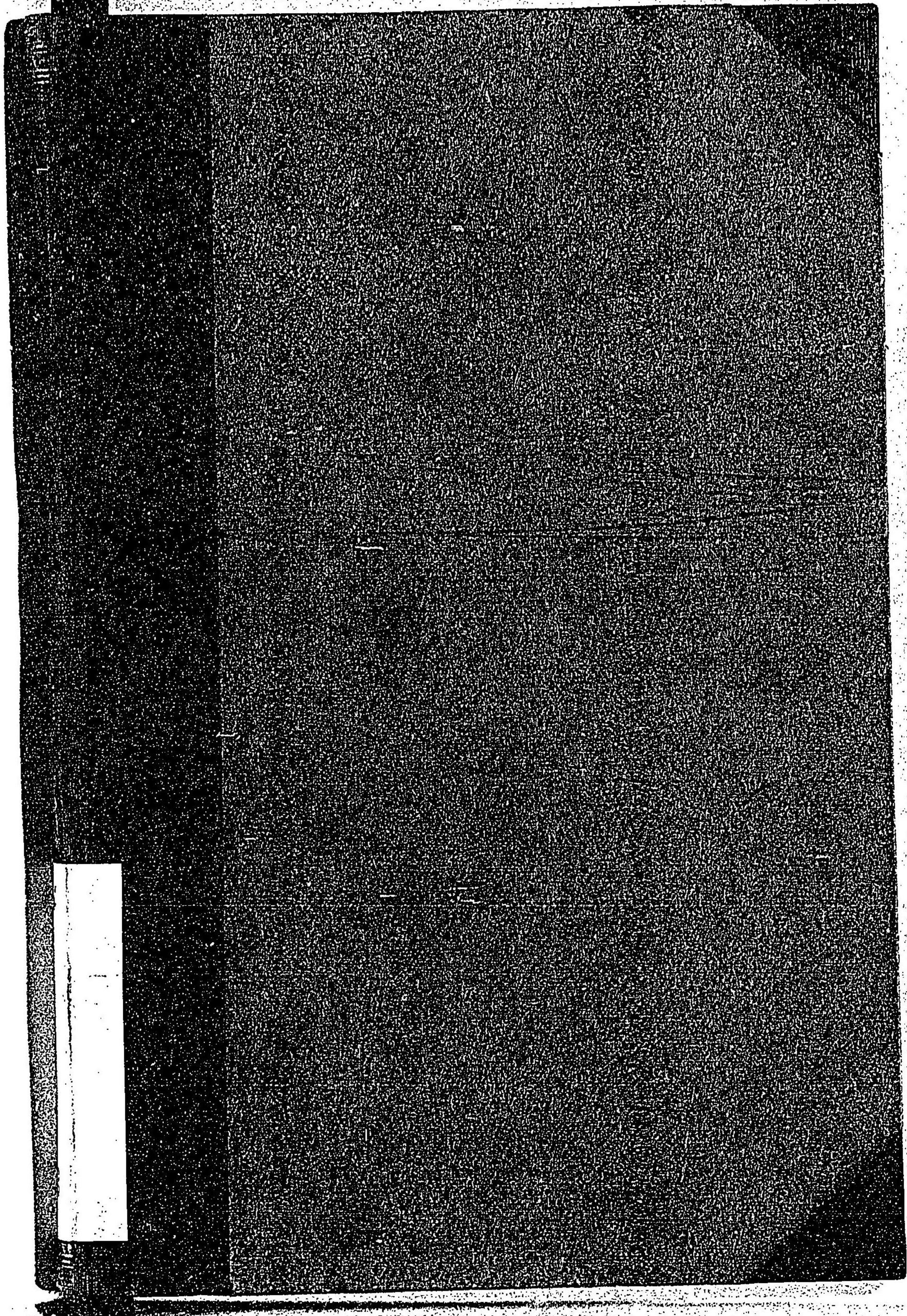
Vertical text or stamp, possibly a date or reference number.

()

Vertical text or stamp, possibly a date or reference number.

44

法
89



法

89

301108-000-3

法-89

信濃川築提工事沿革

佐藤廣太郎/編

M26.9

CDB-0002



